

## 学校経営のポイント

### 治安悪化社会の“通学安全確保策”

若井 彌一

広島市と栃木県今市市で、小学校1年の女子児童が、学校から自宅への帰路途中で殺害されるという事件が発生した。詳しい犯行の方法はまだ不明だが、本人の無念さ、ご家族の精神的苦痛を思うと、何と表現すべきか、言葉も見つからない。被害児童のご冥福をお祈りしたい。

#### 繰り返し発生する“子ども殺害事件”

昨年の今ごろは、奈良県下で発生した小学校1年女子児童が殺害された事件(11月17日)の捜査が難航して、国民の不安が高まっていた(暮れの12月30日、逮捕)。

今回の相次ぐ殺害事件に関しては、広島市の事件の容疑者として、ペルーからわが国に入国していた男が逮捕されたものの、今市市の事件に関しては、まだである。早期の逮捕が、同種の事件発生の大きな抑止力になると言われている。今市市の殺害事件についても、早期の犯人逮捕となることを願う。

4年前の平成13年6月8日に、大阪教育大学附属池田小学校で、白昼に8人もの低学年児童がきわめて短時間に殺害されてしまうという衝撃的事件が発生したことから、学校内における外部侵入者への対応策のあり方について、学校教育関係者の検討が全国的に行われてきた。

しかし、このように通学途中の子どもたちが理不尽な殺人行為の標的とされる事件が重なると、完全な防止策という妙案は存在しないとしても、実行可能な方策を考えないといけない。

警察力の強化のみに期待をしているわけにはいかない。「人殺し」、しかも相対的な弱者である比較的低年齢の子どもを標的にする殺人犯罪の増加という現実を直視して、各学校においては、自覚的な取り組みを実行しなくてはならない。

#### 各学校での通学路・通学方法等の点検

(1) まず、児童等の通学路(学校に届け出ている通常の経路だけでなく、実際上の経路も含む)で、犯罪行為の対象となりやすい箇所・区間の有無を点検する。危険箇所・区間が存在すると判断された場合には、どのような対応策が可能かを保護者と協議する。警察へも協力願いをする必要がある。

(2) 単独通学(登下校)では、ねらわれやすいと判断される場合には、複数通学または集団通学の方法が可能かどうかを検討する。

(3) 児童等に対しては、知らない人の誘いにのらないなど具体的行動(断りの表現、拒絶行為)を指導し、実行できるようにする。児童等が漠然とした恐怖心を募らせることのないように配慮したい。

(4) 相手方が児童等の身に危険を感じさせる攻撃行動に出た場合には、可能な限りの防衛行為をしてよいこと(刑法第36条)を理解させ、具体的状況場面を例示して、実行できるようにする。

(5) 非常時の緊急連絡の取り方、助けの求め方について、各学校および児童等の通学経路・方法の実態をふまえて、具体的に指導する。保護者にも文書または口頭により説明する。

以上に述べたことがすべてではなく、最低限、どこの学校でも可能と思われる取組みを掲げた。

(わかい・やいち=上越教育大学教授・附属小学校長併任)

#### 重要なお知らせ

##### FAX 通信、「メール配信」に全面移行!

●…FAX 通信は、平成18年1月配信分から、全面的にメール配信に移行いたします。つきましては、配信の継続をご希望される場合は、下記HPより改めて宛先メールアドレスの登録をお願いします。  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

●最新刊発売中! ● 八尾坂修(九州大学教授)【編】A5判230頁・定価2310円 教育開発研究所刊  
平成18年度から本格実施の「新たな教員評価」への備え・対応は十分か!

## 『新たな教員評価の導入と展開』